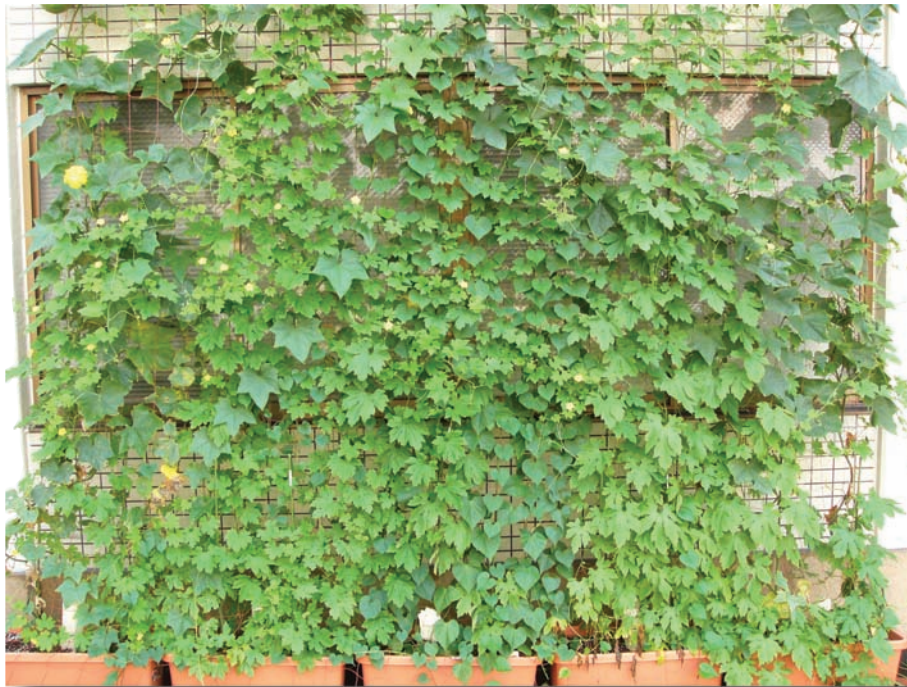


環境マネジメント マニュアル

(第9版)



2002年8月20日制定

2009年8月20日改訂

株式会社 教材研究所

キックオフ宣言

株式会社教材研究所は、
地球レベルでの環境悪化、
特に温暖化が急速に進みつつある現状に鑑み、
企業活動を通じて温暖化防止に
わずかながらも寄与するため、
KESの認証を取得して、
社員一人ひとりが
地球上に生きる生物の一員であることを充分認識し、
たゆみない改善への努力を続けることを、
ここに宣言する。

二〇〇二年八月一日

株式会社教材研究所

代表取締役社長 園田 寛 (当時)

目次

| | |
|-----------------------|----|
| 1.会社概要 | 2 |
| 2.目的及び適用範囲 | 2 |
| 2.1 制定の目的 | 2 |
| 2.2 適用範囲 | 2 |
| 3.KES環境マネジメントシステム要求事項 | 2 |
| 3.1 一般的要求事項 | 2 |
| 3.2 環境宣言 | 2 |
| 3.3 計画 | 2 |
| 3.3.1 環境影響項目 | |
| 3.3.2 法的及びその他の要求事項 | |
| 3.3.3 環境改善目標及び改善計画 | |
| 3.4 実行 | 5 |
| 3.4.1 体制と責任 | |
| 3.4.2 文書 | |
| 3.4.3 活動 | |
| 3.5 点検 | 5 |
| 3.5.1 確認 | |
| 3.5.2 順守評価 | |
| 3.5.3 修正と予防 | |
| 3.6 最高責任者による評価 | 6 |
| (1)評価 | 6 |
| (2)評価の記録 | 6 |
| (3)改善と変更 | 6 |
| [付表1]KES推進組織図 | 7 |
| [付表2]環境改善計画書兼進捗管理書 | 巻末 |

1 会社概要

- (1) 会社名 株式会社教材研究所
- (2) 所在地 京都府京都市南区東九条河辺町21
- (3) 事業内容 修学旅行図書・教育図書の企画・製造・販売
- (4) 代表取締役 松岡 聖
- (5) 資本金 1,000万円
- (6) 従業員数 13名（うち嘱託3名、パート1名）
- (7) 敷地面積 553.19平方メートル
- (8) 延床面積 389.64平方メートル
- (9) 沿革
1953年8月1日 : 設立(松岡延行社長・京都市下京区河原町通り四条下ル寿ビル)
1971年4月1日 : 京都市南区西九条鳥居口町5に新築移転
1983年7月30日 : 創立30周年記念式典挙行
1995年8月1日 : 資本金を1,000万円に増資
2000年8月1日 : 園田寛 社長に就任
2002年11月29日 : KESステップ1認証取得
2003年10月4日 : 創立50周年記念式典挙行
2003年11月1日 : 松岡聖 社長に就任
2006年10月30日 : 現社屋に移転

2 目的及び適用範囲

2.1 制定の目的

- (1) 株式会社教材研究所（以下「当社」という）が構築するKES・環境マネジメントシステム・スタンダード（以下「KES」という）のステップ1の要求事項に適合する環境マネジメントシステムを包括的に記述する文書とする。
- (2) 社内のシステム推進のための指示・説明及び教育資料とする。
- (3) 認証機関への提出・説明資料とする。

2.2 適用範囲

当社のすべての事業活動、製品またはサービスに適用する。

3 KES・環境マネジメントシステム要求事項

3.1 一般的要求事項

当社は、活動、製品及びサービスが環境に及ぼす影響を確認し、環境宣言および環境改善目標を設定し、KESのステップ1に適合する環境マネジメントシステムを構築し、活動する。

3.2 環境宣言

最高責任者は、当社の活動、製品及びサービスが環境に及ぼす影響に関し、継続的な環境マネジメントシステムを行うため、環境宣言を制定する。当社の環境宣言は、次に記述する。

3.3 計画

3.3.1 環境影響項目

当社の活動、製品及びサービスの環境影響項目のうち、環境に著しい影響を及ぼすと考えられるものまたはその可能性のある項目を特定するため、環境影響評価を行い、特定された著しい

基本理念

株式会社教材研究所（以下当社）は、環境を守り、次代に伝えることが、地球上に生きる私たちに共通する問題であり、特に先進工業国・消費大国である日本人として最重要課題の一つであることを認識し、全組織をあげて環境負荷の低減に努力します。

方針

当社は、教育図書・資料等出版物の製造・販売にかかわるすべての活動、製品及びサービスの環境影響を低減するために、次の方針に基づき、環境マネジメント活動を推進して、地球環境との調和をめざします。

1. 当社の活動、製品及びサービスにかかわる環境影響を常に認識し、環境汚染の予防を推進するとともに、環境マネジメント活動の継続的改善を図ります。
2. 当社の活動、製品及びサービスにかかわる環境関連の法的及びその他の要求事項を順守します。
3. 当社の活動、製品及びサービスにかかわる環境影響のうち、以下の項目を環境管理重点テーマとして取り組みます。
 - (1) 環境関連企画の推進
 - (2) グリーン購入の推進
 - (3) 環境啓発活動の推進
 - (4) 省エネルギー・省資源の推進
4. 一人ひとりが環境負荷低減活動を積極的に実践できるように、この環境宣言を全従業員に周知するとともに社外へも公表します。
5. 京のアジェンダ21フォーラムのパートナーシップに基づく地域の環境改善活動に積極的に参加します。

上記の方針達成のために、目標を設定し、定期的に見直し、環境マネジメント活動を推進します。

制定日：2002年8月20日

改訂日：2009年8月20日

株式会社教材研究所

代表取締役専務 水口保

環境影響項目は環境改善目標の設定時に確実に考慮することにより、継続的改善に結びつける。
この環境影響評価の手順を3.3.1項で定める

環境影響評価は、定期的に年1回（7月）実施するとともに、工程変更や材料変更などの評価対象の環境影響項目に変更がある場合に、定期評価と同一手順で臨時的に行うことにより「著しい環境影響項目」を最新の状態で維持できるようにする。評価結果は記録として保管する。

(1) 環境影響評価

1.環境影響項目の調査

当社の活動、製品及びサービスにおける環境影響項目を調査する

2.環境影響の評価

環境影響を発生させる綱目について、通常時の状態において「KES環境影響評価プログラム（チェックリスト法）」に従い評価を実施する。

(2) 著しい環境影響項目

環境影響評価した結果、著しい環境影響項目及び重要環境活動項目を定め【表1】に示す。

【表1】著しい環境影響項目及び重要環境活動項目

| 工程 | 環境影響項目及び重要環境活動項目 | 主な設備・装置等 |
|--------|------------------|-----------------|
| グリーン調達 | グリーン商品優先購入 | 事務用品 |
| 啓発活動 | 環境教育支援 | 地域の環境教育フィールド・学校 |
| 環境事業 | 環境関連企画の実施 | 事業活動 |

3.3.2 法的及びその他の要求事項

当社の活動、製品及びサービスに適用される環境に関する法的及びその他の要求事項の内容を特定し、環境影響項目特定の判断基準にも使用する。

特定する手続き及びそれを参照する手順を3.3.2項に示す

(1) 法的及びその他の要求事項の調査

環境管理責任者は、当社の活動、製品及びサービスにおける環境影響項目に適用を受ける法的及びその他の要求事項とその具体的な要求事項を調査し、当社のどのような環境影響項目に適用されているかの関連も明確にする。

当社の「法的及びその他の要求事項の概要」を【表2】に示す。

【表2】法的及びその他の要求事項の概要

| 適用を受ける施設・物質 | 適用法律 | 法律の要求事項 |
|-----------------------|------------------------|---|
| ・廃棄物 | 循環型社会形成推進基本法 | 再利用・再生利用適正回収の責務 |
| | 廃棄物処理法(一般廃棄物) | 運搬・処分業者との委託契約 |
| | フロン回収・破壊法 | 廃棄物の減量等の推進 オゾン層の保護及び地域温暖化防止の為、特定製品を廃棄する場合フロン類が適正かつ確実に回収破壊する措置を講ずる |
| 〔リサイクル〕・パソコン | 改正リサイクル法 | 長期使用、廃棄時リサイクル費用支払 |
| ・エアコン、冷蔵庫、テレビ ・自動車 | 家電リサイクル法 | 買換、廃棄等業者引渡し時リサイクル |
| | 自動車リサイクル法 | 車検又は買換時リサイクル料の支払料の支払 |
| ・地方条例 | 京都府環境を守り育てる条例 | 大気、騒音（自動車の排出ガス最小化、駐車時原動機停止）及び廃棄物の適正管理・処理、減量の努力義務 |
| | 京都府地球温暖化対策条例 | 温室効果ガス抑制、地域社会の環境対策推進、府の対策に協力（環境MS、緑地推進、車抑制、省エネルギー、廃棄物削減等） |
| | 京都市環境基本条例 | 公害防止の必要な処置をとる。自然環境を適正保全する為必要な措置を講じる責務 |
| | 京都市地球温暖化対策条例 | ①自然エネルギー優先利用、②環境MSの導入、③温室効果ガスの排出の少ない機器使用、④公共交通機関の利用、⑤自動車使用抑制 ⑥廃棄物減量化、⑦従業員教育実施、⑧特定事業者登録 |
| | 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 | 廃棄物の分割、発生抑制に努める |

(2) 維持管理

作成された「法的及びその他の要求事項の概要」は、法規制等に変更が生じたときや当社の環境影響項目に変更が生じたときなどに見直しを行うことにより、最新の状態を維持する。

(3) 周知

特定された「法的及びその他の要求事項の概要」を関係者に周知するため、作成・改訂の都度、連絡する。

3.3.3 環境改善目標及び改善計画

環境宣言を具体化し、環境改善活動を継続的に向上させるために環境改善目標を設定し、それを記載した環境改善計画書を作成する。

(1) 環境改善目標

環境改善目標は、環境管理責任者が環境宣言と整合させ、可能な限り数値化し、数値化できない場合でも到達点を明確にするとともに、次の事項に配慮したうえで立案し、設定する。

- ①法的及びその他の要求事項の順守
- ②環境に著しい影響を及ぼす項目
- ③汚染の予防に関する約束
- ④技術的・経済的制約から、実現の可能性
- ⑤利害関係者の見解

(2) 環境改善計画

環境改善目標を達成するために「環境改善計画書兼進捗管理書」（付表）を作成して進捗を管理する。なお環境改善計画書には以下の内容を含むものとする。

- ①目標を達成するための進捗を管理する実行責任者の明示
- ②目標を達成するための具体的施策と日程を示す
- ③環境改善計画書で目標に対する実績が確認できる

計画を実行する段階で何らかの変更があった場合は、その都度改訂する。

3.4 実行

3.4.1 体制と責任

最高責任者は、当社の環境マネジメントシステムが効果的に実行されるよう環境管理責任者を任命する。環境管理責任者はKESステップ1の要求事項を満たす仕組みを作成し、実行し、管理するとともに、システム向上のための見直しと改善のための情報として活動実績を最高責任者に報告する。

3.4.2 文書

KESステップ1規格の要求事項及び事項間の関連性を、この「環境マネジメントマニュアル」に記載する。

3.4.3 活動

環境宣言、環境改善目標及び改善計画を達成するための活動を実行する。

3.5 点検

環境活動の有効性を保証するために、以下の確認、順守評価、実行修正と予防を実行する。

3.5.1 確認

環境管理責任者は「環境改善計画書兼進捗管理書」において、月次で適合性評価基準により適合性を評価し、記録する。

3.5.2 順守評価

適用を受ける法的及びその他の要求事項の順守状況を定期的に監視・評価するために、業務点検を実施し、「法的及びその他の要求事項の順守状況チェック表」に記載し、記録する。

3.5.3 修正と予防

環境マネジメントシステムの不適合、環境改善計画に係わる不適合及び法規制に係わる不適合の取り扱いについては、不適合発生の場合、もしくは不適合の発生を予測した場合の修正・予防処置を以下により行う。

当該部門は、不適合の原因を取り除くために、修正・予防処置計画を策定し実行する。修正・予防処置完了後「不適合事項修正処置報告書」もしくは「不適合事項予防処置報告書」を作成し、これを環境管理責任者が承認後、記録として保管する。

(1)環境マネジメントシステム上の不適合及び法規制に係わる不適合

審査機関による審査、順守評価及び最高責任者による評価等により不適合が発生した場合、直ちに修正処置を講ずる。

(2)環境改善計画に係わる不適合

環境改善計画の進捗状況において、累積実績が目標値の90%を満足しない場合は「不適合」とし、直ちに原因を調査し、修正処置を講ずる。90%以上100%未満の「やや不足」が2ヵ月連続した場合は、予防処置を講ずる。

3.6 最高責任者による評価

最高責任者は、定期的に環境マネジメントシステム全体を見直す。これにより継続的な改善活動を行うのに適切に、妥当で、かつ有効に進んでいるかを評価する。この具体的な手順を3.6項に示す。

(1) 評価

最高責任者は、環境マネジメントシステムが、KESステップ1の要求事項に対して、継続的に適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするため、年に2回（1月・7月）評価を実施する。なお、環境管理責任者は最高責任者による評価には、事前に必要な下記情報を準備する。

- ①法的及びその他の要求事項の順守評価結果
- ②環境改善活動の進捗状況
- ③法規制等行政や業界周辺動向
- ④関連する利害関係者の関心事
- ⑤前回の評価の結果
- ⑥その他、最高責任者が必要と判断した情報

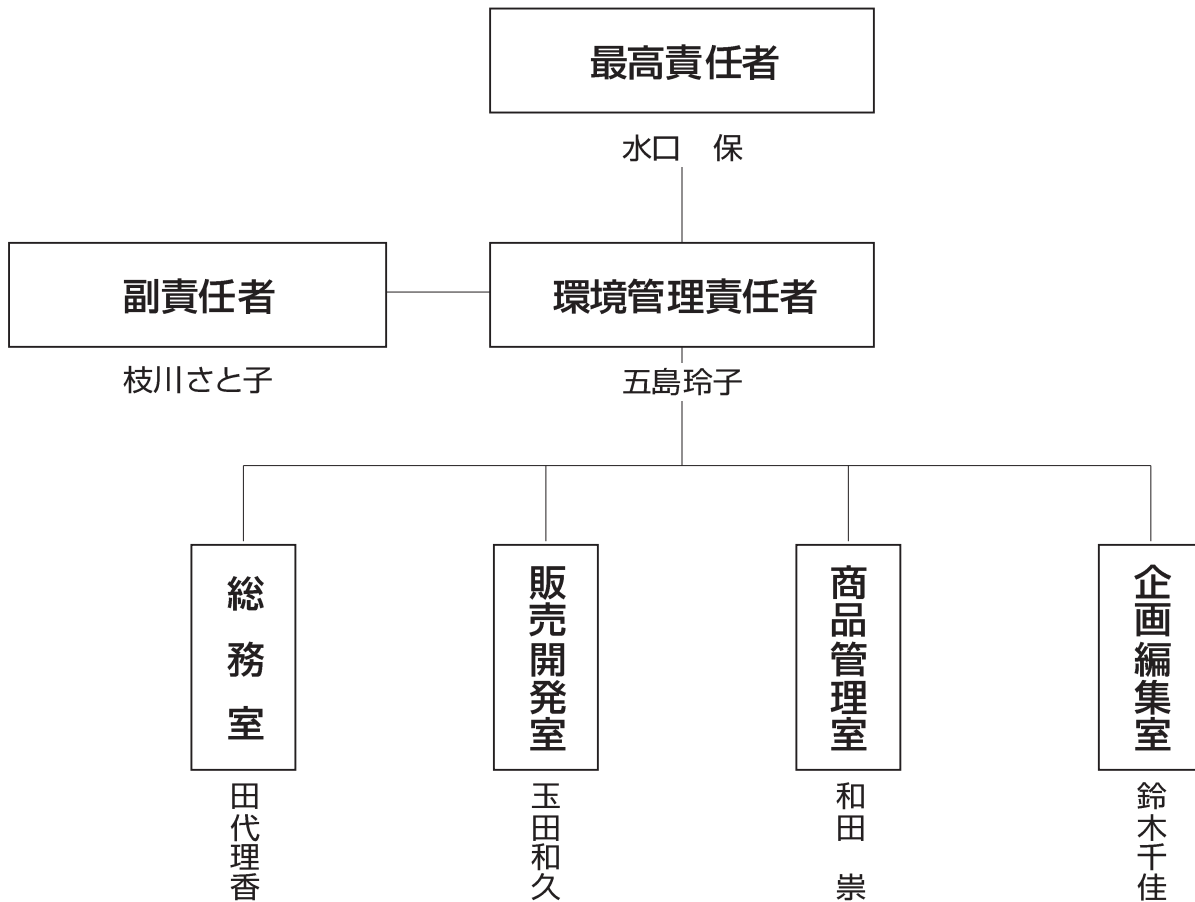
(2) 評価結果の記録

最高責任者による評価結果は、「最高責任者評価記録」としてまとめ、環境管理責任者に配布するとともに、必要事項を明確にしてあらゆる決定及び処置を指示する。

(3) 改善と変更

「最高責任者評価記録」にもとづき、修正改善及び変更の処置をとる。

KES推進組織図



改訂履歴表

| 版数 | 日付 | 変更内容 | 承認 | 作成 |
|-----|------------|--------------------------------|------|-------|
| 初版 | 2002.8.20 | 制定 | 園田 寛 | 水口 保 |
| 第2版 | 2003.8.11 | 環境改善計画書の目標項目を変更 | 水口 保 | 枝川さと子 |
| 第3版 | 2003.10.8 | 一部改訂 | 水口 保 | 枝川さと子 |
| 第4版 | 2004.11.1 | 環境改善計画書の目標項目を変更 | 水口 保 | 枝川さと子 |
| 第5版 | 2005.10.20 | 環境改善計画書の目標項目を変更 | 水口 保 | 枝川さと子 |
| 第6版 | 2006.8.20 | 環境改善計画書の目標項目を変更。要求事項の変更に伴う改訂 | 水口 保 | 枝川さと子 |
| 第7版 | 2007.8.20 | 環境改善計画書の目標項目を変更。要求事項の再見直しに伴う改訂 | 水口 保 | 五島玲子 |
| | | 環境管理責任者異動：枝川さと子→五島玲子 | 水口 保 | 五島玲子 |
| 第8版 | 2008.8.20 | 環境改善計画書の目標項目を変更。要求事項の見直しに伴う改訂 | 水口 保 | 五島玲子 |
| 第9版 | 2009.8.20 | 環境改善計画書の目標項目を変更。要求事項の見直しに伴う改訂 | 水口 保 | 五島玲子 |

